

未実現の提案に係る諮問事項に関する意見

平成20年度

平成20年8月4日

構造改革特別区域推進本部

評価・調査委員会

## 1. はじめに

構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度は、現在の実情にそぐわない国の規制を、地域を限定して改革することによって構造改革を進め、財政支出に依存することなく民間活力を最大限に引き出すことによって我が国経済の活性化を図るものである。また、地域がそれぞれの特性に応じてこれを活用して、「自助と自立の精神」をもって「知恵と工夫の競争」を行うことを期待しているものでもある。そのような地域の独創的な構想を最大限実現するための環境整備を、内閣一体となって行っていくのが特区制度であるが、これまで様々な関係者から受け付けてきた数多くの提案の中で、期待されながら実現に至っていない提案も少なからず存在する。

このことから、内閣官房と関係省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会は、構造改革特別区域推進本部長からの諮問を受け、調査審議を行うこととされている。

今回は、第7次提案から第12次提案において未実現であった約1,300件の提案のうちから、特にニーズや社会的注目度が高く、地域活性化への効果等の意義があると考えられる8件について諮問を受け、評価・調査委員会は、提案の趣旨の実現に向けた調査審議を行った。

これら8件について、評価・調査委員会において提案者及び規制所管省庁からヒアリングを行い議論した結果、後述の通り、7件については意見を提出した上で、規制所管省庁における検討や取組についてフォローアップを行っていくこととした。残り1件については、規制改革の具体的な方向性を明らかにするためには、評価・調査委員会において更に検討を重ねていくことが必要であることから、今回は評価・調査委員会として意見は提出せず、引き続き審議を行っていくこととした。

## 2. 未実現の提案に係る平成20年度調査審議について

### (1) 調査審議の経緯

評価・調査委員会に対する諮問事項については、提案の分野に応じ、それぞれ対応する専門部会においてより専門的かつ詳細な検討を行うこととした。

具体的には、

- 「保健所設置要件の緩和」及び「保健所長の医師資格要件原則の廃止」の2件については、医療・福祉・労働部会
- 「幼稚園教員免許及び保育士資格の相互取得の簡易化又は一元化」につ

いては、医療・福祉・労働部会及び教育部会合同部会

- 「都道府県固定資産評価審議会の必置規制の見直し」、「どぶろく特区」の濁酒製造における原料規定の緩和、「火薬類取扱者制限の見直し」、「火薬類消費許可の見直し」及び「回送運行用仮ナンバー取り付け要件柔軟化の一般道路への拡大」の5件については、地域活性化部会

において、それぞれ提案者及び規制所管省庁からのヒアリングや、それを踏まえた検討を行った。

なお、評価・調査委員会としては、未実現提案の趣旨の実現を図るためには、提案の必要性や目的とするところ、規制改革に伴う懸念を払拭する方策等についての具体的な説明に基づいて、規制所管省庁における検討を促すことがより有用と考えられることから、評価・調査委員会における調査審議に当たっては提案者の具体的考え方を把握し、これを十分踏まえることが重要である。

## (2) 調査審議結果

調査審議に係る諮問事項についての個別の調査審議意見は、別紙のとおりである。

調査審議意見が作成されていない「どぶろく特区」の濁酒製造における原料規定の緩和については、今後事務局が行う関係者へのアンケート調査の結果も踏まえて引き続き調査審議を行い、今年度中に意見をとりまとめることとする。

調査審議意見を作成した提案のうち、「保健所設置要件の緩和」、「保健所長の医師資格要件原則の廃止」、「幼稚園教員免許及び保育士資格の相互取得の簡易化又は一元化」、「火薬類取扱者制限の見直し」及び「回送運行用仮ナンバー取り付け要件柔軟化の一般道路への拡大」の5件については、別紙にあるように、規制所管省庁における検討や取組の状況を、評価・調査委員会として適時適切にフォローアップするとともに、規制所管省庁における検討や取組に、評価・調査委員会としての見解を反映させていくものとする。そのうち、「保健所設置要件の緩和」及び「保健所長の医師資格要件原則の廃止」については、今後の審議の進展のためには、提案者に対し、提案当時の考え方や問題意識、その後のニーズの変化や保健所の再編状況などについて、適当な時期に、再度具体的な説明を求めることとする。

その他、「都道府県固定資産評価審議会の必置規制の見直し」及び「火薬類消費許可の見直し」については、新たな代替案が提示されたときは規制所管省庁において再度検討されたいという意見とした。

### 3. おわりに

今回、諮問から約2か月という短い期間の中で3部会合わせて13回の会合を開催し、調査審議意見を取りまとめることができたのは、関係者のご協力によるものであり、感謝申し上げたい。本意見は、構造改革特別区域推進本部長に対し提出するものであるが、同本部においては、本意見の趣旨を十分踏まえてこれに対する対応方針を決定し、政府として構造改革の推進に取り組んで頂きたいと考えている。

今回提出する諮問事項に対する意見は、これまでの議論を取りまとめたものであり、今後規制所管省庁における検討や取組についてのフォローアップを行っていく必要がある。一方、今回意見の提出を行わなかった諮問事項については、意見のとりまとめに向け引き続き審議を行っていく。

今回諮問を受けた案件については、評価・調査委員会における審議を通じ少なからぬ前進を見ることができたが、提案時の調整によっては実現しなかった案件が対象であることを考慮すれば、大きな意義があることと考えている。一方、構造改革の推進については、政府部内の様々な視点からの取組に関係してくることから、規制改革会議や地方分権改革推進委員会などの関係機関と、一層の連携を図っていくことが重要と考えている。

評価・調査委員会としては、今後とも、未実現提案の趣旨の実現に向けた調査審議を通じ、提案者の要望に可能な限り応えるとともに、それが全国的な規制改革の端緒となるよう、また、地域の活性化に資するよう努力してまいり所存である。

●「保健所の設置要件の緩和」及び「保健所長の医師資格要件原則の廃止」について

<p>意見</p>	<p>本件2提案については、評価・調査委員会において審議を進めてきたが、一方で、地方分権改革推進委員会においても議論が進められてきた経緯があり、規制所管省庁において、規制緩和の方向で検討し、平成20年度中に結論を得ることとされている。</p> <p>規制所管省庁においては、評価・調査委員会における指摘を十分に踏まえつつ、提案の趣旨の実現に向けて対応を検討し、上記のとおり結論を得た後、できる限り早期に実施されたい。</p> <p>また、当該検討の推進に当たっては、評価・調査委員会における指摘の反映状況と併せて、評価・調査委員会に次のとおり報告されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年10月頃を目途に、検討事項の整理状況及び検討スケジュールの見直しについて</li> <li>・平成20年末を目途に、検討の進捗状況及びさらに検討すべき課題について</li> <li>・平成20年度末を目途に、検討の結論について</li> </ul>
<p>意見の考え方</p>	<p>本件2提案に関しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の効率的な配置・運営を後押しする観点から、広域連合等の共同処理方式による保健所の設置について、地方公共団体により裁量を認め、当該方式を可能とする方向で、規制所管省庁において懸念する点を整理し、検討すべきではないか。</li> <li>・専任の所長が置かれていない保健所は、平成20年4月1日現在、全国517か所中39か所、提案者である広島県が設置する7か所中3か所存在するところである。このことを踏まえると、専任の保健所長を確保するため、保健所長の医師資格要件原則の例外措置について、地方公共団体の選択肢を増やし、その有する人材を活用することで、安全な地域保健の提供を図る必要がある。医師以外で公衆衛生に関する実務経験を有する地方公共団体職員（保健師、薬剤師、歯科医師など）を保健所長として活用しやすくするためにも、規制所管省庁において、国立保健医療科学院の専門課程及びその選抜方法の見直し、医師以外の保健所長の任期についての原則2年の年限の見直し等について検討すべきではないか。</li> <li>・広域連合等の共同処理方式による保健所の設置及び保健所長の資格要件の見直しについて、「地方分権改革推進委員会第1次勧告」（平成20年5月28日）及びこれを踏まえた「地方分権改革推進要綱（第1次）」（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）で、規制所管省庁において平成20年度中に結論を得ることとされているが、当該結論を得るに当たり、検討事項を整理するとともに、検討スケジュールを明示すべきではないか。</li> <li>・提案者である広島県の提案に対し、個別に対応することはできないのか。構造改革特別区域制度を活用した検証や早期対応の可能性を検討する余地はないのか。などの指摘がなされたところである。</li> </ul> <p>規制所管省庁においては、以上の評価・調査委員会における指摘を十分に踏まえつつ、提案の趣旨の実現に向けて、上記意見のとおり検討を進められたい。</p>

# ●「幼稚園教員免許及び保育士資格の相互取得の簡易化又は一元化」について

<p><b>意見</b></p>	<p>本提案について、規制所管省庁は、保育士資格所有者が幼稚園教員免許を取得することを一層促進するため、幼稚園教員資格認定試験の一次試験について運用を改善し、平成21年度から実施すること。そのために必要な検討を規制所管省庁において早急に開始し、平成20年中に結論を得ること。</p> <p>また、規制所管省庁は、幼稚園教員免許所有者が、大学、短期大学等の卒業後であっても、通信教育や科目等履修生などの形で必要な単位を追加履修することにより保育士資格を取得する仕組みや、保育士試験を受験する際の科目免除の拡大など、幼稚園教員免許所有者の保育士資格取得を一層促進するための方策について検討し、平成20年中に結論を得て、可能な限り早期に実施すること。</p> <p>規制所管省庁における当該検討に当たっては、評価・調査委員会における指摘を十分に踏まえるとともに、その反映状況を評価・調査委員会に報告すること。</p>
<p><b>意見の考え方</b></p>	<p>本提案については、幼保一元化の観点から、幼稚園教員免許及び保育士資格の併有を一層促進することが重要である。</p> <p>しかしながら、両資格については、養成課程での同時取得が広く行われている反面、いったん卒業してしまうと、一方の資格を有する者が他方の資格を取得する際の試験（幼稚園教員資格認定試験又は保育士試験）が比較的難度の高いものとなっている。このことを踏まえると、試験の運用上の改善や、試験以外の方法を選択しうる仕組みの整備を図るべきであり、人材の質を担保するための付帯要件等を考慮しつつ、喫緊の課題として検討する必要がある。</p> <p>特に、保育所待機児童の解消や各種保育サービスの充実のため、保育士の需要が高まっていることから、幼稚園教員経験者の保育士資格取得を一層促進することが重要である。</p> <p>両資格のうち幼稚園教員免許については、規制所管省庁である文部科学省によれば、大学、短期大学等の幼稚園教員養成課程を卒業するほか、大学、短期大学等の卒業後であっても、通信教育や科目等履修生などの形で必要な単位を追加履修する方法により取得することが可能であるとのことである。また、一定の実務経験等を有する保育士を対象に、平成17年度に創設した幼稚園教員資格認定試験では、一定の要件の下に試験科目の一部を免除できるとしているとのことである。</p> <p>しかしながら、幼稚園教員資格認定試験については、保育士が保育所等に勤務しながら幼稚園教員免許を取得する方法としては負担が大きいとの指摘がなされており、特に一次試験における合格率が低い状況にある。このことを踏まえ、規制所管省庁である文部科学省においては、当該試験の運用上の改善を図るべきである。</p> <p>また、両資格のうち保育士資格については、規制所管省庁である厚生労働省によれば、指定保育士養成施設（大学、短期大学等）の卒業又は保育士試験の合格により取得することが可能であり、保育士試験では、科目別合格制（試験科目のうち合格した科目について、翌年及び翌々年に限り当該科目の受験を免除）としているほか、幼稚園教員免許所有者に対し試験科目の一部を免除できるとしているとのことである。</p> <p>一方、新待機児童ゼロ作戦の推進により、今後、指定保育士養成施設だけでは保育士の需要をまかなえないことが予想され、保育士数を増やす方法の一つとして、結婚・出産その他の理由による退職後しばらくして再就職を目指す人材の活用を一層促進することが重要である。このことを踏まえ、規制所管省庁である厚生労働省においては、幼稚園教員免許所有者が、大学、短期大学等の卒業後であっても、通信教育や科目等履修生などの形で必要な単位を追加履修することにより保育士資格を取得する仕組みや、保育士試験を受験する際の科目免除の拡大など、幼稚園教員免許所有者の保育士資格取得を一層促進するための方策について検討すべきである。</p> <p>なお、規制所管省庁である厚生労働省においては、上記の幼稚園教員免許所有者の保育士資格取得を一層促進するための方策について、社会保障国民会議や社会保障審議会少子化対策特別部会における保育の質と量の充実に関する議論の一環と位置づけて検討していくべきである。</p> <p>以上のことから、上記意見のとおりとするものである。</p> <p>上記のほか、今後の課題として、認定こども園制度をはじめ幼保一元化に向けた進展の中で両資格の在り方を一元的に検討していくべきではないか、保育所におけるOJTなどを保育士資格取得につなげていく仕組みを検討していくべきではないか、などの指摘がなされたところである。</p>

● 「都道府県固定資産評価審議会の必置規制の見直し」について

<p><b>意見</b></p>	<p>規制所管省庁においては、現行の都道府県固定資産評価審議会について、具体的代替措置の提示があったときには、必置規制の見直し等を含め、地方公共団体の自主性がより尊重されるような方向で検討されたい。</p>
<p><b>意見の考え方</b></p>	<p>固定資産の評価においては、市町村間の均衡を図るため、都道府県知事が指定市町村以外の基準地価格の調整及び提示平均価額の算定を行うこととされている。また、市町村における固定資産の価格の決定が固定資産評価基準によって行われていないと認めるときは、都道府県知事は当該市町村長に対し修正の勧告を行うものとされている。これらを行う場合に、都道府県知事は都道府県固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）に意見をきかなければならない。</p> <p>これは、固定資産の評価に関して中立的な立場である、固定資産の評価について識見を有する者の意見をきくことにより、評価の公平性の担保及び住民等外部に対する説明責任を果たすためであり、これらの目的の重要性については理解できるところ。</p> <p>規制所管省庁は、この目的を担保するために十分な具体的代替措置があれば、それをもって現行制度に代えることについては前向きに検討する意思を有している。一方、提案者からは、審議会の必置規制を廃止した場合に前述の目的を担保するための代替措置が提案されたが、その内容については、さらに検討が必要であると認められる。また、ヒアリングでも明らかになったように、提案者は、地方分権を推進する観点から、本件を数ある必置規制の見直しの一つとして位置づけ、全国における国の関与の抜本的見直しを望んでいる。</p> <p>これらのことを踏まえ、規制所管省庁においては、現行の都道府県固定資産評価審議会について、上述のように具体的代替措置の提示があったときには、必置規制の見直し等を含め、地方公共団体の自主性がより尊重されるような方向で検討されたい。</p>

● 「火薬類取扱者制限の見直し」について

<p>意見</p>	<p>本提案について、提案者から火薬類取扱者制限の見直しに当たって安全性を確保するための措置が提示されたときは、規制所管省庁は提案者の要望に最大限応えるよう助言や協力を行い、安全の確保が見込まれる場合は、年齢制限の緩和を含め、制限の見直しを検討されたい。 また、評価・調査委員会は、提案者に対して早急に安全対策の提案を求めると共に、取組及び検討の状況についてフォローアップを行っていくこととする。</p>
<p>意見の考え方</p>	<p>煙火(花火)を含む火薬類については、危険の少ないものを除き18歳未満の者は取扱いをしてはならないとされている。 これに対し提案者は、特色ある日本文化の体験・継承という観点から、後継者育成のために年齢制限の緩和を認めることを希望しており、今後、地方公共団体を含めた関係者による協議会が開催され、本件について検討が行われる予定である。 他方、火薬類の取扱いは非常に危険を伴い、その取扱いを誤ると当事者のみならず、他の第三者にも重大な被害を及ぼすおそれがあることを鑑みれば、後継者育成の重要性は理解できるものの、家内工業か否かを問わず、製造所内外の公共の安全確保や年少者の安全確保がまず優先されるべきである。 従って、提案者は年齢制限の緩和を要望するに当たって、地方公共団体も含めた関係者間の協力体制を確立し、環境にも配慮した安全対策の策定等を具体化させる必要がある。提案者から安全性を確保するための措置が提示されたときは、規制所管省庁は提案者の要望に最大限応えるよう助言や協力を行い、安全性の確保が見込まれる場合は、年齢制限の緩和を含め、火薬類取扱者制限の見直しを速やかに検討すべきである。</p>

● 「火薬類消費許可の見直し」について

<p>意見</p>	<p>本提案について、規制所管省庁は、消費許可に係る許可権者の裁量範囲について問い合わせがあった場合には、運用の改善を図る観点から、提案者の要望に最大限応えるよう助言されたい。</p> <p>なお、提案者から火薬類消費許可の見直しに当たって安全性を確保するための措置が提示されたときは、規制所管省庁は提案者の要望に最大限応えるよう助言や協力を行い、安全の確保が見込まれる場合は、制限の見直しを検討されたい。</p>
<p>意見の考え方</p>	<p>煙火(花火)を含む火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないが、一定の数量以下の火薬類を消費する場合は許可を受けなくても良いとされている。</p> <p>これに対し提案者は、花火を観光資源とし、花火による交流人口の増加を図る上で無許可消費数量の上限の拡大を認めることを希望している。</p> <p>ヒアリングの結果、許可申請に時間をかけることなく直ちに花火を打ち上げたいという需要が存在することが明らかになった。</p> <p>他方、提案を踏まえて無許可消費数量の上限を拡大した場合に起こりうる災害・環境汚染の危険を取り除くために十分な安全策は示されておらず、現時点では上限を拡大するには一層の措置が必要と考えられる。</p> <p>なお、消費等の許可については、都道府県知事を許可権者と定めているところであるが、市町村に権限が移譲されている事例や、裁量の範囲内で包括的な許可がなされている事例もあり、花火大会の円滑な運営や煙火消費拡大という点については、消費許可に係る運用面により改善される点も多いと考えられる。</p> <p>よって規制所管省庁は、消費許可に係る許可権者の裁量範囲について問い合わせがあった場合には、上記の事例も踏まえ、運用面の改善のために必要な助言を行うべきである。</p> <p>なお、提案者から火薬類消費許可の見直しに当たって安全性を確保するための措置が提示されたときは、規制所管省庁は提案者の要望に最大限応えるよう助言や協力を行い、安全の確保が見込まれる場合は、制限の見直しを検討すべきである。</p>

●「回送運行用仮ナンバー取り付け要件柔軟化の一般道路への拡大」について

<p>意見</p>	<p>本提案については、提案者の要望に最大限応えるよう、規制所管省庁は関連団体等と連携し、必要な検討を進めることとされたい。</p> <p>具体的には、以下について検討し、可能となったところから順次実現を図ることとされたい。</p> <p>①国際埠頭での運用実態の調査と事業者への注意喚起を早急に行うとともに、柔軟化回送運行番号標の取り付け方法や材質について事業者等の意見聴取を行い、貸与する柔軟化回送運行番号標に反映させる。これらにより、国際埠頭での運用の改善を確実にする。</p> <p>②今年度末までに、国際埠頭での運用の改善状況、プレート材質の改善等を踏まえて、第10次提案を受けて検討が進められている国内埠頭への緩和の可否について最終判断することとし、可能と判断したときは、年度内を目途に必要な省令改正を行う。</p> <p>③国内埠頭への緩和後、さらに柔軟化回送運行番号標の脱落の有無や材質の劣化度合、適正な管理が行われているかどうか、1年以内を目途に検証した上で、埠頭以外への拡大の可否について検討する。</p> <p>④この場合、柔軟化回送運行番号標のコストについての、利用者負担のあり方の見直しも検討課題とする。</p> <p>また、評価・調査委員会は、検討及び取組の状況についてフォローアップを行っていくこととする。</p>
<p>意見の考え方</p>	<p>提案者は、自動車工場から駐車場まで生産した自動車を自走により運搬するに当たり、柔軟化回送運行番号標を使用して、取り付け及び取り外しの作業時間の大幅な短縮と、商品車の損傷防止を早期に実現したいと考えているところである。</p> <p>規制所管省庁によれば、現在、国際埠頭で実施している回送運送事業者の柔軟化回送運行番号標の運用状況について、各事業者が必ずしも適正に行っていない状況が報告されているほか、最も多く使用されている静電気式柔軟化回送運行番号標の劣化が早く、落下や脱落等の事案も報告されている。</p> <p>規制所管省庁においては、上記問題に対し、年度内の早期に国際埠頭における運用実態の調査を実施し、必要な場合には改善を指導するほか、脱落や落下のおそれの少ない柔軟化回送運行番号標の運用の検討や開発に取り組むべきである。</p> <p>本提案は、我が国の自動車産業の競争力強化と活性化に大いに資するものであると考えられるため、規制所管省庁においては、提案者の要望に最大限応えるよう関連団体等と協力し、可能な限り早期に検討すべきである。</p>